

文理学部教育用コンピュータシステム利用基準

平成16年10月21日制定

平成16年 9月30日施行

(目 的)

第1条 この基準は、文理学部コンピュータセンター利用内規第3条に基づき、日本大学文理学部（以下学部という）が設置する教育用コンピュータシステムの運用および利用に関し、必要な事項を定める。

(教育用コンピュータシステムの定義)

第2条 この基準における教育用コンピュータシステムとは、以下のものを指す。

- ① コンピュータセンターが学部の教育用に設置したコンピュータおよびその周辺機器
- ② ①で規定されたコンピュータ上で動作するソフトウェア
- ③ ①で規定されたコンピュータ上で処理されるデータ
- ④ ①で規定されたコンピュータのユーザが持つ個人環境

(管 理)

第3条 教育用コンピュータシステムの管理は、コンピュータセンターが行う。

(資 格)

第4条 教育用コンピュータシステムを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- ① 学部の専任教職員
- ② 学部学生、学部研究生、科目等履修生、聴講生
- ③ その他コンピュータセンター長の許可を得た者

(遵守事項)

第5条 第4条に規定された者が教育用コンピュータを利用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 学部における教育上の目的に合致しない行為を行わないこと

(資格の取消し)

第6条 コンピュータセンター長はコンピュータセンター運営委員会の議を経て第5条に違反する利用者の教育用コンピュータシステム利用資格を停止する、または取り消すことができる。

- 2 コンピュータセンター長は、その緊急性からやむを得ないと判断したときには、前項に関わらず、第5条に違反した利用者の教育用コンピュータシステムの利用資格を停止することができる。
- 3 前項による利用資格の停止、取消しは、他のコンピュータシステムおよびネットワークの利用資格の停止、取消しを意味しない。
- 4 コンピュータセンター長は、第2項、第3項による利用の停止または取消しを行った場合には、速やかに利用者にその旨を通知する。

附則

この基準は、平成16年9月30日から施行する。